

レンタル利用規約

エステサロンWa・mingu（以下甲といいます）とお客様（以下乙といいます）は、甲が乙に甲の取扱商品を貸出し、乙がこれを借り受けることにつき、次の内容に合意します。

第1条（適用範囲）

本規約は個人のお客様に限り、甲の取扱商品のうち、甲が貸し出し可能なものとして指定した商品について適用されます。

第2条（申し込み）

前条記載の商品について、乙は甲に対し、甲所定の書面で借り受けの申し込みを行うものとします。

第3条（個人情報）

開示した乙の個人情報は、甲の必要とする業務にのみ利用します。

第4条（商品の受け渡し）

甲は、乙の申し込みを承諾し、当サロンまたは宅配便にて商品を受け渡します。

第5条（貸出期間）

商品の貸出期間は2週間、3週間、4週間から選択し、それ以降の延長期間は2週間単位とします。

第6条（使用料）

貸出期間中の商品は、2週間の使用料 7,370 円、3週間の使用料 9,020 円、4週間の使用料 10,340 円とします。延長する場合は、2週間単位の使用料 3,850 円とします。

商品の配送を必要とする場合は、送料を注文時に乙が負担するものとします。

第7条（商品のご使用について）

1 乙は、商品を受領した後、直ちに内容物に誤り・異常がないかを確認し、誤り・異常がある場合は受領日の翌営業日までに甲に連絡するものとします。内容物に誤り・異常があった場合、乙は甲に送料甲負担で商品を返送し、甲は返送品の受領後速やかに乙に代替品を発送します。乙から連絡がない場合は、誤り・異常のない商品が引き渡されたものとみなされます。

2 乙は商品を善良な管理者の注意義務をもって保管・使用するものとします。

3 乙は商品を、取扱説明書及び甲の指示に従って使用するものとします。使用上の誤りにより乙に生じた損害について、甲は一切の責任及び負担を負わず、乙の責任と負担において解決するものとします。

4 乙は商品につき次の事項を行ってはなりません。

- ①第三者に使用させること
- ②譲渡、質入、転貸、占有移転等の処分
- ③分解、修理、改造等、商品に変更を加える一切の行為

第8条（契約解除）

乙がこの契約に違反したときは、甲は催告なく直ちにこの契約を解除することができます。また、貸出期間は解除と同時に終了します。

第9条（商品のご返却）

1 乙は、貸出期間が終了する前に、甲に商品を宅配便（送料乙負担）にて返却するものとします。

2 返却された商品に通常の使用による損耗・減価を超える損耗・減価が生じている場合、乙は甲に対し損害賠償として甲の査定に基づく修理費相当額を支払うものとします。なお、修理が不可能な場合又は返却が不可能な場合は、販売価格を甲の損害額とみなします。

3 万一商品が落下、盗難、水濡れ、火災に遭った場合、乙は盗難届を提出又は罹災証明を取得し、その写しを甲に提出するものとします。乙が補償サービスに加入した場合に限り、甲が商品につき保険給付を受けたときは、給付額部分につき、乙は甲に対する損害賠償義務を免れます。

第10条（遅延損害金）

乙が第9条第1項の返却期限までに商品を返却しないときは、1日あたり1,100円の遅延損害金を甲に支払うものとします。なお、乙が返却不可能である旨を甲に連絡することなく、商品の返却を遅滞したときは、前条第2項に基づく損害賠償請求権と本条に基づく遅延損害金の双方が発生します。

上記規約の内容に同意しました。

年 月 日

住 所

本人署名

印